

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は平成28年度決算で、全国で325億円にもものぼる。

嵐山町におけるその交付金額は、平成29年度決算額で2243万9697円であり、貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

また、地域活性化および地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣